

平成26年第1回府中町議会定例会

会議録（第3号）

1. 開 会 年 月 日 平成26年3月 7 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成26年3月14日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17名）

議長	中 村 勤 君	副議長	慶 徳 宏 昭 君
1 番	小 菅 卷 子 君	2 番	中 井 元 信 君
3 番	繁 政 秀 子 君	4 番	益 田 芳 子 君
5 番	山 口 晃 司 君	6 番	上 原 貢 君
7 番	海 渡 弘 信 君	8 番	西 友 幸 君
11 番	山 西 忠 次 君	12 番	木 田 圭 司 君
13 番	力 山 彰 君	14 番	岩 竹 博 明 君
16 番	中 村 武 弘 君	17 番	梶 川 三 樹 夫 君
18 番	林 淳 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1名）

15 番 加 島 久 行 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 第12号議案 府中町特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関する条例の一部改正について

3 第13号議案 府中町教育委員会教育長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について

4 第14号議案 府中町職員の給与に関する条例の一部改正について

5 第16号議案 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

6 第17号議案 府中町消防手数料条例の一部改正について

- 7 第19号議案 指定管理者の指定について
- 8 第 6号議案 平成26年度府中町一般会計予算
- 9 第 7号議案 平成26年度府中町土地取得特別会計予算
- 10 第 8号議案 平成26年度府中町国民健康保険特別会計予算
- 11 第 9号議案 平成26年度府中町下水道事業特別会計予算
- 12 第10号議案 平成26年度府中町介護保険特別会計予算
- 13 第11号議案 平成26年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

(予算特別委員会解散)

14 一般質問

~~~~~○~~~~~

#### 7. 説明のため会議に出席した者

|                 |   |           |
|-----------------|---|-----------|
| 町               | 長 | 和多利 義之 君  |
| 副 町             | 長 | 佐 藤 信 治 君 |
| 教 育             | 長 | 高 杉 良 知 君 |
| 企 画 財 政 部       | 長 | 高 石 寛 智 君 |
| 総 務 部           | 長 | 寺 尾 光 司 君 |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 末 釜 由紀夫 君 |
| 生 活 環 境 部       | 長 | 木 谷 賢 二 君 |
| 建 設 部           | 長 | 森 島 正 二 君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所    | 長 | 土 手 澄 治 君 |
| 消 防             | 長 | 中 村 克 司 君 |
| 教 育 部           | 長 | 林 健 三 君   |
| 総 務 部 次         | 長 | 谷 崎 文 男 君 |
| 生 活 環 境 部 次     | 長 | 梶 川 幸 正 君 |
| 教 育 次           | 長 | 金 藤 賢 二 君 |
| 財 政 課           | 長 | 中 西 肇 君   |
| 職 員 課           | 長 | 榎 並 隆 浩 君 |
| 総 務 課 長 ( 教 委 ) |   | 森 本 雅 生 君 |
| 社 会 教 育 課 長     |   | 中 野 真 司 君 |

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前10時03分)

直ちに本日の会議を開きます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

本日は１３番 力山議員、１４番 岩竹議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 3 -

案、平成２６年度府中町一般会計予算、日程第９、第７号議案、平成２６年度府中町土地取得特別会計予算、日程第１０、第８号議案、平成２６年度府中町国民健康保険特別会計予算、日程第１１、第９号議案、平成２６年度府中町下水道事業特別会計予算、日程第１２、第１０号議案、平成２６年度府中町介護保険特別会計予算、日程第１３、第１１号議案、平成２６年度府中町後期高齢者医療特別会計予算、以上を一括議題に供します。

本件につきましては、予算特別委員会に付託しておりますので、ただいまから委員長より審査結果を報告していただきます。

予算特別委員会委員長、６番上原委員長。

○６番（上原 貢君） それでは、報告をしたいと思います。

平成２６年３月１４日。

府中町議会議長中村勤様。

平成２６年度予算特別委員会委員長上原貢。

平成２６年度予算特別委員会報告書。

平成２６年３月１０日の会議において付託された案件は、慎重に審査した結果、次のとおり決定しましたので、府中町議会会議規則第６６条の規定により報告をいたします。

第１２号議案 府中町特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関する条例の一部改正について

原 案 可 決

第１３号議案 府中町教育委員会教育長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について

原 案 可 決

第１４号議案 府中町職員の給与に関する条例の一部改正について

原 案 可 決

第１６号議案 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

原 案 可 決

第１７号議案 府中町消防手数料条例の一部改正について

原 案 可 決

第１９号議案 指定管理者の指定について

原 案 可 決

第 6 号議案 平成 26 年度府中町一般会計予算

原 案 可 決

第 7 号議案 平成 26 年度府中町土地取得特別会計予算

原 案 可 決

第 8 号議案 平成 26 年度府中町国民健康保険特別会計予算

原 案 可 決

第 9 号議案 平成 26 年度府中町下水道事業特別会計予算

原 案 可 決

第 10 号議案 平成 26 年度府中町介護保険特別会計予算

原 案 可 決

第 11 号議案 平成 26 年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

原 案 可 決

今回は全て全会一致でございました。

なお、審査過程における要望意見ということで、9 項目述べておきたいと思います。

第 16 号議案に対し、

- ① ごみステーションからの資源持ち去り行為を禁止する条例改正により、資源廃棄物の回収制度の円滑な実施を確保できるものと期待できる。

運用においては、自主回収を行われている町内会もあるので、広く町民に十分な周知をし、混乱のないようにされたい。

また、第 6 号議案に対して、

- ① 生涯スポーツ社会の実現を目指して設立された総合型地域スポーツクラブの運営については、幅広い世代の人々がさまざまなスポーツに触れる機会を提供することが一つの大きな柱となっている。そうした機会の提供のためには、受益者負担も視野に入れ、クラブが自立運営できるよう、教育委員会としても、さらなる連携協力を強化されたい。
- ② 地域社会における高齢化が進む中、多くの町民がみずからの健康づくりのため利用されている空城山公園の施設整備については、コミュニティ醸成のため、木製ベンチを増設するなど、さらなる活用と利便性の向上に向け努力されたい。
- ③ 学校教職員における通勤用自動車の駐車場有料化については、教職員の任免権が

県教育委員会、服務監督権が町教育委員会という二重構造であるため、他の市町の動向も見据え、県教育委員会とも十分協議をしながら検討されたい。

- ④ ボランティア団体を対象とした保険事業については、現在加入の総合賠償保険との最終調整に入っていると思うが、実施に向けて早急に関係団体への周知を丁寧に行い、安心してボランティア活動を行える環境整備に努められたい。
- ⑤ 公園遊具の劣化が進行している。今後ともきめ細やかな点検を実施し、適正に維持管理されたい。また、修繕不能な遊具については、計画的に更新していただきたい。
- ⑥ 建設関連事業は、都市計画税を踏まえ、生活道路の整備などを積極的に取り組んでいただきたい。
- ⑦ 向洋駅周辺区画整理事業については、関係各位の御協力により、おおむね順調に進行しており、行政におかれては今後もさらなる効率的な事業運営に努められたい。また、10号議案に対し、
- ① 介護保険給付が年々増加しており、将来的には全国の地方公共団体の財政を圧迫するおそれがある。長く健康的な生活を送るため、介護予防に関する事業については、今後とも創意工夫し、積極的に取り組まれたい。

また、地域の介護力、支援力を高めるためには、地元住民の協力が不可欠である。介護サポーター養成にもしっかりと取り組んでいただき、地域における人的支援体制の強化に努められたい。

以上でございます。

町当局におかれましては、審査の過程で示された意見を十分予算執行に生かされるよう、一層の努力をお願いして、平成26年度予算特別委員会の報告とさせていただきます。まことにありがとうございました。

- 議長（中村 勤君） ただいま予算特別委員会委員長より報告がありました。本件につきましては、18名全員による予算特別委員会において審査していただき、内容は御理解のことと思います。よって、質疑を省略し、直ちに1議案ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村 勤君） 御異議ないようでございます。よって、1議案ずつ討論、採決を行います。

また、採決の場合、現在の出席議員 17 名で、その間、議員数は変わらないと思いますので、この際、定足数の確認も省略しながら採決を進めていくこととさせていただきます。

それでは、参ります。

ただいまの出席議員 17 名で、採決に加わる者 16 名でございます。

お諮りします。

日程第 2、第 12 号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村 勤君） 全会一致。よって、日程第 2、第 12 号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給料の額の特例に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第 3、第 13 号議案、府中町教育委員会教育長の給料の額の特例に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 勤君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村 勤君） 全会一致でございます。よって、日程第 3、第 13 号議案、府中町教育委員会教育長の給料の額の特例に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第 4、第 14 号議案、府中町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村 勤君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（中村 勤君） 全会一致でございます。よって、日程第４、第１４号議案、府中町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第５、第１６号議案、府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村 勤君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（中村 勤君） 全会一致でございます。よって、日程第５、第１６号議案、府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第６、第１７号議案、府中町消防手数料条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村 勤君） なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（中村 勤君） 全会一致でございます。よって、日程第６、第１７号議案、府中町消防手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第7、第19号議案、指定管理者の指定について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中村 勤君) 全会一致でございます。よって、日程第7、第19号議案、指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第8、第6号議案、平成26年度府中町一般会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中村 勤君) 全会一致でございます。よって、日程第8、第6号議案、平成26年度府中町一般会計予算について、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第9、第7号議案、平成26年度府中町土地取得特別会計予算について、討論を行います。

討論のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中村 勤君) 全会一致でございます。よって、日程第9、第7号議案、平成26年度府中町土地取得特別会計予算について、委員長の報告のとおり可決決定をい

たしました。

次に参ります。

日程第10、第8号議案、平成26年度府中町国民健康保険特別会計予算について、
討論を行います。

討論のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中村 勤君) 全会一致でございます。よって、日程第10、第8号議案、平成26年度府中町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第11、第9号議案、平成26年度府中町下水道事業特別会計予算について、
討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中村 勤君) 全会一致でございます。よって、日程第11、第9号議案、平成26年度府中町下水道事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第12、第10号議案、平成26年度府中町介護保険特別会計予算について、
討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中村 勤君) 全会一致でございます。よって、日程第12、第10号議案、平成26年度府中町介護保険特別会計予算について、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

日程第13、第11号議案、平成26年度府中町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) なしということでございますので、これより採決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中村 勤君) 全会一致でございます。よって、日程第13、第11号議案、平成26年度府中町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告のとおり可決決定をいたしました。

ここで平成26年度予算特別委員会に付託された案件は全て終わったわけでございます。したがって、平成26年度予算特別委員会を解散したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村 勤君) 御異議ないようでございます。よって、平成26年度予算特別委員会を解散いたします。

(予算特別委員会解散)

○議長(中村 勤君) ここで正・副委員長に御挨拶をお願いいたします。

まず、委員長からお願いいたします。

6番上原委員長。

○6番(上原 貢君) 皆さん、本当にありがとうございました。予算特別委員会解散に伴い、一言御挨拶を申し上げます。

平成26年度予算の審査に当たりましては、副委員長を初め、皆さんの御協力のも

と、慎重な審査を経て、日程どおり本日議決に至ることができました。感謝申し上げます。

何かと行き届かない点多々あったと思いますが、皆様方の御理解、御支援をいただきまして責務を果たすことができました。重ねて感謝申し上げたいと思います。

また、理事者におかれましては、議員の皆さんから多くの御意見が出されております。こうした意見を十分に参考にいただき、住民に優しいまちづくりを推進していただくことを強く申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

(拍手)

○議長（中村 勤君） 続いて、副委員長、お願いいたします。

5 番山口副委員長。

○5 番（山口晃司君） 改めまして、皆さんおはようございます。皆様からの活発な御協力、また委員長のスムーズな進行のおかげをいただきまして、私自身何ら苦勞することなく予算委員会を運営することができましたことを感謝いたします。

また、胸を張って町民に報告できる委員会内容は、議会だよりにおいて御報告させていただきますので、ぜひごらんいただきたい。このことをお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（中村 勤君） 正・副両委員長におかれましては、大変御苦勞をおかけいたしました。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 一般質問に入る前に、ここで10分間休憩をいたします。休憩。再開は10時45分といたします。

(休憩 午前10時29分)

(再開 午前10時45分)

○議長（中村 勤君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 日程第14、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って、通告順に行います。

総務文教関係、第1項、町の収益増収について、8番西議員の質問を行います。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。きょうは一番バッターなので、よろしくお願いします。それでは、ちょっと質問に入らせていただきます。

町の収益増収について。

現在、いずれの自治体におきましても、財政状況の悪化に苦しんでいます。これは府中町も例外ではありません。例えば、南小学校の夜間照明ですね、あれ1万2,000円するんですが、なかなかよう取りかえない、切れてもですね、とか、今年度も社会福祉事務所等がお受けになりますので、町の財政もかなりきついと思うんですよね。その中において、町の収益をふやすことについて、府中町も真剣に取り組む時期ですが、既に来ているのではないかと思います。

その中に有効な方策に広告収入があるのではないかと考えております。ネーミングライツを出すまでもなく、他の自治体においても広告収入を得るために、広告媒体の主要部分の広告化や公有施設への広告掲示などを行っている例があります。大きな収入を得ています。

例えば、ビックウエーブとか、市民球場ですね、これマツダのネーミングとかいうことで、かなり入ってると思うんですよね。府中町でもこれらを行っているのですが、積極性にどうも欠けているのではないかと考えております。もっと町有地を広告に使えるようにすれば、収入がふえ、ひいては住民サービスの向上につながるのではないかと感じています。

例えば、つばきバスの広告の、ちょっと全体会議でも申しましたが、つばきバスの広告ですね、そういったものとか、町の入り口に掲示板に置いてあるんですね、ほいで、これ、どこどこの会社が出したとかいうようなん書いてるわけなんですね。こういうのもまだあきがあるわけなんですよ。もっとそういったもんをいろんな広報とかいろんなもんで募集したら、わし、かなりまだ町に収益が上がるんじゃないかと思うんです。ほいで、この前もちょっと言った、歩道のテントとか、そういったもの、いろいろやっていけば税収が上がってくると思うんです。税収いうか収入がですね。そこら辺について答弁よろしくお願いします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） おはようございます。総務部長です。８番西議員からの御質問、町の収益増収についてということで御質問です。

議員御指摘は、もっと積極的に町有施設を広告に使えるようにして、より多くの広告収入を得るべきではないかという御指摘、御質問だと思います。町の収益増収に関する質問ということで、中でも有料広告に関する御質問です。

本町の有料広告の取り扱いにつきましては、印刷物、町有施設などの広告媒体をそれぞれ所管する担当課が各自有料広告を取り扱うということとしております。また、広告内容の審査などについて、事務全般につきましては、その総括部分を総務で担当するという扱いにしております。有料広告を総括するという立場で総務部のほうで御答弁をさせていただきたいと思います。

当町では、平成１７年度に策定いたしました平成１７年度から２１年度の５年間の計画期間といたします第３次行政改革大綱の集中改革プランにおいて、新たな自主財源の確保による歳入の増加、住民サービスの向上、そして地域の活性化、企業の地域貢献の機会拡充などを目的に、町が保有する財産を広告媒体として提供し、民間企業等から収入を得る有料広告事業に取り組むこととしております。

実際には、平成１８年８月に有料広告掲載実施要綱というものを定めまして、同年１２月から事業を開始しております。

有料広告掲載実施要綱では、主な広告媒体としては、おおむね１万部以上を印刷する印刷物などを対象に有料広告を取っていかうという扱いにしております。

具体的には、平成１８年２月号の広報ふちゅうへの有料広告の掲載から開始いたしまして、平成２４年２月からホームページでのバナー広告の掲載、そして、それ以外では、町政要覧、それとかごみの出し方ガイド、庁舎電話番号一覧表など、印刷物を中心に有料広告を掲載しているということでございます。

また、つばきバスにおきましては、平成２１年度から車内に有料広告を掲出しております。全体で１７カ所の掲出のスペースがありますが、ほぼ全て埋まっているというのが状況でございます。

広告収入の面ですが、この事業に取り組んだのが、初年度が平成１８年度ということですが、１８年度は１５万７，０００円の収入でした。本年度、平成２５年度は約１７５万円の収入を確保できるという見通しを持っております。実施してから８年間になりますけれど、８年間の累計では約８５０万円の広告収入を得てるということに

なります。

また、有料広告の新たな展開といたしまして、既に御案内をしているところですが、本年3月から新たに庁舎2階のロビーにおきまして広告つき案内地図表示板というのを設置しております。これは設置費用と維持管理費用は、表示板設置業者のほうの負担で、町のほうには行政財産使用料と広告収入の一部が町のほうへ受け取るという契約になっております。町のほうの年間収入としては、年間12万円の収入を見込んでおります。表示板のうち、現在のところ庁舎内の案内図は、機構改革が4月に控えとるということで、4月以降に表示されるということとしておりますけれど、そのほかには、庁舎案内とか公共施設の情報、それとか民間情報などきめ細かい地域情報を来庁者の方に提供できるものと考えております。

また、さらにことし7月からは、住民課におきまして、広告代理店から広告つき窓口用封筒の無償提供、寄附を受けるということとしております。これは広告代理店が民間企業などから広告を集めて、広告つきの窓口用封筒を作成して、町に無償で提供するというものです。町はそれを住民票等の持ち帰り用の窓口用封筒として活用するというものでございます。年間約4万枚の封筒の寄附を受けるということですので、1枚5円と計算しますと、約20万円の経費の節約ということにつながっていくということでございます。

今後の有料広告の展開ですが、県とか、先ほどありましたが、広島市とか政令市など、大規模な自治体ではネーミングライツの採用とか、ごみ収集車とか庁舎のエレベーター内とか、玄関マットへ有料広告の掲出などを行ってる事例があります。当町の規模からしてそうした取り組みが可能かどうかというのを検討を進めていく必要があるというふうには思っております。

また、つばきバスにありましては、他の自治体では車内放送での広告をやられたり、また車体広告ですね、車体自体にその広告を張りつけるということをやっておられる自治体もありますので、そういったものが可能かどうかというのを今後検討していきたいというふうに思っております。

有料広告事業といいますのは、町の印刷物や町の公共施設などについて、民間企業の広告に利用させることから、行政がその業者を推奨していると受け取られる可能性もありますので、公共物として社会的な信頼性とか公平性を失うことがないよう、そしてまた都市景観の観点からも、良好な景観を損ねることのないよう、十分な配慮が

必要だというふうには思っております。こうしたことを考慮しながら、他の自治体の取り組み例などをいろいろ参考にしながら、知恵を出しながら有料広告事業の拡大に取り組んでまいりたいと思っております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 2 回目の質問。

8 番西議員。

○8 番（西 友幸君） これは質問ではありませんが、要望ですので、まだまだ広報ふちゅうとか、いろんな今言われたように、つばきバスの外側とか、知恵を絞ったらいろいろとある思うんですね。それで、今言われて18万円から100万円強にアップしたという話を今総務部長が言われたんですが、これ喜ばしいことなんですが、200万円ぐらいまでは何とか頑張っていたらということで、これ要望にして終わります。

○議長（中村 勤君） 以上で、第1項、町の収益増収について、8番西議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第2項、問題行動や不登校の克服について、14番岩竹議員、18番林議員の質問を行います。

最初に、14番岩竹議員。

○14番（岩竹博明君） 皆さん、おはようございます。質問に入る前に訂正をお願いしたいんですが、要求資料と質問①です。ここの平成24年度、25年度の不登校率とありますが、これを平成23年度、24年度の不登校児童・生徒数と不登校率というふうに訂正をお願いしたいと思います。平成25年度は府中町ではまともっているらしいんですが、県との比較がまだまともでないということなので、林議員の要求資料に合わせたいと思います。

それでは、質問趣旨、問題行動や不登校の克服について質問します。

府中町での平成23年度「心の元気を育てる地域支援事業」報告書によると、小・中学校が家庭や地域と一体となった体験活動を行う中で、児童・生徒の自尊感情を高め、社会参加の意欲や態度など、豊かな心を育てることにより、生徒指導上の諸問題の未然防止を図ることを目的として、事業を実施されています。

地域・学校間の連携で取り組んだ結果、問題行動の減少や暴力行為の減少などの成果がありました。しかし、不登校率の減少、規範意識のさらなる育成等においては、

課題として残されたとあります。

また、広島県学力向上対策実践指定校（府中中学校）にも指定され、生徒指導と学力の向上を両輪として取り組みを実施し、今後は教職員の組織的指導体制を一層充実させ、①地域・校種間連携の強化による取り組みの充実、②生徒指導規程にそった厳格な指導、③思考力を育成する授業づくりを柱とし、問題行動や不登校の克服、全国トップレベルを目指した学力の向上を目指していくとなっています。

そこで、3点お尋ねします。

①平成23年度・24年度の各学校の不登校率は。

②両中学校ともに数名の問題行動を起こす生徒がいるようですが、問題行動の克服のために、どのような取り組み、対策をされているのか。

③学力向上の成果は。

以上、3点をよろしくお願いします。

○議長（中村 勤君） 引き続き、18番林議員。

○18番（林 淳君） 岩竹議員に引き続いて、同じ趣旨の質問になりますが、不登校問題について質問いたします。

不登校の小・中学生が依然として減りません。文部省の全国の国公立を対象とした調査によりますと、平成23年、11万7,458人、平成24年、11万2,689人、こんな結果を文科省が発表しています。23年、24年の府中町の実態はいかがですか。この質問に対しては、既に皆様のお手元に資料として配付してありますので、御参考にお使いしていただくといいと思います。

文科省は、有識者による検討会議を年内に立ち上げ対策をまとめるとしています。このため、中学3年生で不登校だった人が、20歳になった23年から24年にかけて追跡調査を行い、1,604人からアンケート回答を得ました。これらから幾つかの課題が浮上しましたが、その一つは、初期対応の困難さということでした。不登校の理由や要因を明らかにし、その解決のために本人に寄り添って、本人と一緒に力を尽くす人、その体制の有無が問われていると思います。府中町教育委員会の対応策とその体制をお聞きます。

文科省の追跡調査の中で明らかになった重要な点は、不登校になったきっかけは、嫌がらせ、いじめが半数を超えて最も多かったことです。勉強がわからないとか、学校の規則が厳し過ぎるといったのは3割にも達していません。このことは、いじめ

のない学校をどのようにつくっていくかということが喫緊の課題であることを示しています。しかも、いじめの認知件数は、24年で小学校11万7,383件、23年比で8万4,000件余りもふえてるんですね。中学校が6万3,634件でしたが、23年比では、やはり3万2,000件くらいふえています。倍率にすると3.5倍、小学校は、中学校は1.9倍、すごい数字だというふうに思います。

府中町の23年、24年のいじめ件数と、既に手元に資料が届いてますが、その点は明らかにされてるんですが、調査の方法をお尋ねします。

また、いじめのない学校づくりのために、実施している方策をお尋ねします。

文科省は、いじめの防止推進法を制定し、12条で、地方公共団体に策定を努力義務という表現ではありますが、明記しました。府中町教育委員会は条例策定について検討されましたか。

つい最近の新聞情報では、県教委がいじめに対応する調査委員会を本年度中にという、もう本年度も少ないんですけども、14年度中だ、だからあれですね、有識者とか教育経験者、保護者、こういう人たち十数人で調査委員会を立ち上げるということを決めておりますが、府中町では何らかの策があるかどうか、策定を検討されたかどうか。

以上、質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（林 健三君） おはようございます。教育部長です。お二人の議員の方から御質問いただきました。まず最初に、14番岩竹議員の問題行動や不登校の克服について、御答弁をさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、平成23年度におきまして、府中中学校区では、学区内小・中学校で広島県指定の心の元気を育てる地域支援事業、また府中中学校及び府中小学校では広島県不登校対策実践指定校、また府中中学校では広島県学力向上対策実践指定校に指定され、生徒指導とともに学力の向上を一体としての取り組みを行いました。

御質問のまず1項目めでございますけども、平成23年度、24年度の各学校の不登校率についてです。

資料要求のありました一般質問の2・3参考資料のとおり、小学校では平成23年度が0.6%、平成24年が0.45%になっております。この小学校の県平均で言

えば、平成２３年度が０．４１、平成２４年度が０．３９になっております。また、中学校におきましては、平成２３年度が３．９１、平成２４年度が３．９７、これに比べまして県平均は、平成２３年度が２．７４、平成２４年度が２．４５に比べ、小・中学校とも、県に比べて府中町は少し高い数値を示していることになっております。

不登校の原因といたしましては、小・中学校ともに、一番多いのが親子関係をめぐる問題というのが一番多くございます。その次に、無気力、不安などの情緒的混乱、それと転入学等の不適応、それといじめを除く友人関係をめぐる問題の順になっております。

続きまして、２項目めの両中学校における問題行動の克服に対する取り組み及び対策についてでございます。

各学校の校長を中心としまして、生徒指導体制の確立に取り組んでいく必要がございます。具体的には、各校で生徒指導規定に基づきまして、全ての教職員が毅然とした指導を行っていくことを共通認識としております。

この生徒指導規定とは、触法行為、いじめ、授業規律違反、生活規律違反等の問題等があった場合に、具体的にどのような指導を行っていくのかを定めているものでございます。通常の教育活動では十分にその成果があらわれないと考えられる場合は、個別に対応するというようなことで、特別な指導を実施することもございます。

また、町内各学校及び関係機関、警察等が一体となった活動を行います府中町生徒指導総合推進事業によりまして、生徒指導上の諸問題の未然防止を図っております。その事業の一環としまして、年に２回、代表者会議を実施するとともに、夜間巡回指導を年２回、８月と１２月になりますけれども、大型商業施設及び校区内で実施をいたしております。

さらに、未然防止の観点から、児童・生徒の体験活動を実施する中で、自尊感情を高め、社会参加の意欲や態度等、豊かな心育成を図ることを積極に行っております。

３項目めの学力向上の成果についてでございます。同じく一般質問の参考資料、下段のほうにお示ししておりますように、平成２３年度、平成２４年度の広島県基礎基本定着状況調査によりまして教科全体の正解率におきましては、ほとんどの教科におきまして県平均を上回っている状況でございます。この上回っている状況としましては、小学校と中学校が連携いたしまして、教科指導と生徒指導の一体的な対策を行うことによりまして、児童・生徒の学力の向上を図ることを目的とし、学力向上対策に取り組

んでいるところでございます。その大きな成果は、小・中学校がお互いの授業を公開し、組織的な授業改善に取り組むようになったことでございます。中学校区ごとに組織づくりから始まりまして、年間を通して定期的に授業改善担当者会議をもちまして、全員が参加する研修会を重ねる中で教職員の意識が変わってまいりました。小・中9年間を通しまして授業規律等を一貫して指導したり、教科内容を系統的に指導したりしております。また、学力調査をもとに、徹底した分析によりまして、弱点を補強するための指導を行ってきた結果ではないかと考えております。

一方、課題としましては、学力調査等の結果から、知識や技能を実生活や学習のさまざまな場面に活用する力が十分ではないことが明らかになっております。教育委員会としましても、さらなる授業改善に取り組むよう各学校に指導してまいりたいと考えております。

続きまして、18番林議員の不登校の対応について答弁をさせていただきます。

1項目めの府中町の小・中学校の実態で、いじめの件数と調査の方法についてでございます。

各学校から生徒指導上の諸問題について毎月提出がありまして、それを集計した結果を県教育委員会に報告いたしております。その項目の中で、いじめの認知件数があります。同じく資料要求がございました一般質問の2・3参考資料のとおり、平成23年度で小学校では7件、中学校では6件の13件、平成24年度は小学校が9件で中学校が8件、計17件ありました。この認知件数につきましては、現在はいずれも解決しております。

また、各学校におけます調査方法としましては、まず第一に、定期的なアンケート、次に個別面談等の実施を行っております。アンケートは学期に1回、記名式で行っております。また、アンケートをもとに個別面談を行い、直接児童・生徒から内容等の聞き取りを行っております。

2項目めのいじめのない学校づくりのため、町教委の対応、体制についてでございます。

これにつきましては、3つのキーワードでということで、未然防止、それと早期発見、早期解決がいじめの防止ということで、このことにつきまして、学校のほうに指導をいたしております。

まず、未然防止でございますけれども、全ての児童・生徒が集団の一員として自覚と

自信を持ち、互いを認め合える人間関係、学校風土をつくり出していくことが未然防止の第一歩になります。

具体的に申しますと、全ての児童・生徒が参加、活躍できる事業を工夫し、体験活動を通して、他の児童・生徒や大人とのかかわり合い、人とかかわることの喜びや大切さに気づいていくこと、またお互いにかかわり合いながら、きずなづくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していく活動を行うよう指導をいたしております。

2つ目のキーワードとして、早期発見についてでございますけども、これにつきましては、1つ目として、児童・生徒のささいな変化に気づくこと、2つ目として、気づいた情報を確実に共有すること、3つ目として、その情報に基づきまして速やかに対応していくことが重要でございます。ささいな変化を放置しないことが未然に防ぐ、あるいは早期に発見することにつながってまいります。そのために、日ごろから子供一人一人の顔を見て声を聞くことや、日記や生活ノートから、子供の思いや様子を見取ることも大事でございます。このため、定期的にアンケートや個人面談を行い、きめ細かい対応するよう指導いたしているところでございます。

3つ目のキーワードとしまして、早期解決のためには、発見者が抱え込むことなく、組織的に対応していくことが重要でございます。各学校ではいじめ防止対策推進法に基づきまして、いじめ防止対策のための組織をつくります。

また、警察等の関係機関に積極的に相談するなど、日ごろからの連携を行うよう指導いたしてるところでございます。また、町教委では、青少年教育相談員が各学校または教育相談室におきまして、不登校の児童・生徒からの相談を受けてる状況でございます。

3項目めのいじめ防止推進法の制定を受けての町教委の対応についてでございます。議員御指摘のとおり、平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法に基づきまして、いじめの防止等のための基本的な方針を国が平成25年10月11日に策定いたしております。

また、この法律の中では、地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものというふうに形で規定されております。これを受けまして、教育委員会としまして教育委員会議におき

まして、随時、国及び県教委のほうの動向及び各種資料を情報提供いたしまして、町教委では調査研究を行いまして、平成26年3月末までに府中町いじめ防止基本方針を制定する予定といたしております。

また、同法律中に規定されていますいじめ問題対策連絡協議会につきましては、既存の組織、府中町生徒指導相互連携推進委員会を活用いたしまして、関係機関との連携を図りながら、府中町いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止対策推進委員会の設置も予定をいたしております。

なお、各学校においては、学校いじめ防止基本方針の策定、及びいじめ防止委員会の設置が義務づけられておりますので、町の方針を受けまして検討することといたしております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 2回目の質問。

14番岩竹議員。

○14番（岩竹博明君） 答弁ありがとうございます。私は3点質問したんですが、問題行動に対して再度質問させていただきます。

教育委員会、地域、学校間でさまざまな取り組みがなされ努力されていることは、私は頭が下がる思いなんですけども、その一例として、町内クリーンキャンペーンに参加するとか、あるいは花の育成、それから挨拶運動ですね、こういうさまざまな取り組みを行って、自尊感情やら、人に対しての感情意識のモラルの向上ということに取り組んでおられます。

問題行動を起こす児童・生徒は限られてます、人数は。しかし、その数名の人のために多くの児童・生徒が迷惑をこうむっているということで、大きな問題ではないかと思います。教育委員会、学校、地域が連携して、さらにさらによい方向に行くようお願いしたいと思います。

質問は、問題行動を起こす生徒、中学校の話なんですが、教室の扉、これを蹴ったり、破損したり、あるいはカーテンレールを曲げたり、あるいは壁の破損、これは犯罪行為じゃないかと思うんですが、こういうことが起きた場合にどのように対処されているのか、具体的にお伺いしたいと思います。

それと、学力向上については、これはまさかあり得ないこととは思いますが、ほかの自治体では成績のよくない子、一時的にきょうは休むとか、そういう人を休ませと

いて、平均点を上げて成績がよくなったという公表されたこともあるんですが、我が府中町ではそういうことはないと思いますが、その点をお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 続いて、18番林議員、2回目の質問ございますか。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 数字をいろいろ私も申し上げたり、教育委員会も努力して調査をして報告を受けたんだけど、数字っていうのはまたおかしなもので、例えば文科省なんかの資料をちょっと見て、一目見て気がついたりするのは、例えばいじめの件数なんていうのは、鹿児島なんかは小学校、中学校、合わせて2万8,000件ぐらい実は上げてるんですね。ところが、広島県の場合は、両方と合わせて、小・中合わせて1,200件ぐらい、片や2万8,000幾ら。そうするとやっぱり調査の方法とか、傾向はわかるんだけど、実際それがどの程度までっていうのが、一応文科省としては基準というのは設けてるはずなんだけど、どうしてこんな数字に食い違いが出てるのかっていうのが気になるところですが、傾向としてはやっぱりわかるということで、数字そのものが真実を明らかにしているというふうには一面的に思っていない。

だから、実際にはやっぱり例えば自治体なんかで見た場合には、教育委員会あるいは現場の教師あるいは保護者等がどういうふうに対応してるかとかいうことの実態のほうが大さだと思ふんです。

そういう意味で、調査の方法にしても、やっぱり今は定期的に児童・生徒を対象にという御答弁だったと思うんですけども、やはり保護者とか、もうちょっと広げてみるほうがよくわかるんじゃないか。お母さんとかお父さんというのは、特にいじめの被害者なんかの場合は、やっぱりよく子供に気を配ってますから、気がつく思うんですね。結構ひどい状態になったいろいろ大津市の場合だとか、そのほかの場合でも、やっぱりその辺から実際に出てるわけでしょう。教育委員会の対応ももたもたして随分不評を買いましたけども、やっぱりそういう意味では、保護者等の調査、あるいは意見なども大切にすることがあるんじゃないかということです。その点どうお考えになるか。

もう一つは、たしか不登校の問題では、適応塾というんですが、「たんぼぼ」というのを、たしか名前はそうだと思うんですが、やっています。だけど、その内容はどう

いうことをやってるのかなということを1つ伺います。

校長先生とか、相当ベテランの教師の人たちを配置してる。そして、子供たちと一緒に学ぶというんだけど、これを見ますと、不登校の子供は小・中学校の場合で言うと、23年度は70人もおるわけでしょう。70人いうたら2クラスですよ。2クラスの子供が不登校になってる。これは僕はゆゆしき問題だと思います。これはやっぱり本気で取り組んでもらわんといかん。そういう意味では、いろいろな対策を講じてあるうちの一つだけども、やっぱり「たんぽぽ」の活動をどういうふうにしてる。例えば、一緒に勉強するということだけじゃなくて、一緒に食事をするとか、一緒に遊ぶとか、そういうふう子供が学校に行かないことによって、一番絶たれてるというんかな、子供たちが本当に欲してること、一緒に食事をしながらよもやま話でもないけど、いろいろ冗談も交わしたりするような関係をつくっていく中でじゃないと、なかなかうまくいかない。

もう一つ、「たんぽぽ」で聞くのは、何人ぐらいの子供たちが来てるかという点と同時に、何人ぐらいの、その後の追跡調査はできないけども、きちんと生活ができるようになったかと。例えば高等学校に入学したとか、大学へ行ったとか、就職をうまくいったとか、そこまでは難しいと、文科省はやってるんですけどね、そういった調査はどこまでやられてるかという点。とりあえずその2つの問題について質問します。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育次長。

○教育次長（金藤賢二君） まず、14番岩竹議員の質問で、実際学校内において、扉とか壊れたらどうしとるかという、まずそういう問題です。当然その壊すのを故意的にやるということになりますと、本人、保護者の負担に基づいて直してもらうということが原則であります。それ以外でいきますと、故意でなくて偶然壊れたということでもあります、どうしても学校のほうの予算のほうで直すようになっております。現在は各学校に業務員さんとかシルバーの方がいらっしゃいますので、それを中心に直しているのが現実であります。

次の2問目で、学力の向上の関係で、成績の悪い子はその日に来るなとかいう状況は、当然府中町にはありません、これは全くありませんということになります。

次が18番林議員の質問の中で、いじめのアンケートにつきまして、保護者のほうもアンケートしたらどうかというまず内容であったと思います。このアンケートにつ

きましては、児童・生徒と保護者も一緒に年３回やっています。これは現在やっております。ということで、保護者の意見としてもそういう形で聞いております。

次が、教育委員会にあります適応指導教室の今の現状という質問だったと思います。まず、今年度につきまして適応指導教室の入室者数といきますと、延べで１２人になります。この内訳としては、小学生１名、中学生１１名です。このうち、俗に言う退所というか帰られた、学校に帰られた方が１名。これはその入室からもうちゃんとした形で戻った方というのは１名です。復学が、籍はまだあるんだけど、行けとる人が４名という状況になっております。このうち、実際適応指導教室の中でそういつても通所できとる児童としては４名しかいないという状況であります。残りのうちで４名が実際は来てるということになってます。籍だけがあるのが残りの３名ということになっております。

「たんぽぽ」の内容としましては、これ午前中のみの授業となっております。議員さんの御指摘のとおり、食事を一緒にするとか、遊びをするという時間が現実にはこれありません。ほとんどが学校の担任の先生が一応宿題という形で出されたプリントなんかを来られてやってる状況であります。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） ３回目の質問。

１４番岩竹議員。

○１４番（岩竹博明君） 問題行動、教室の扉とか壁など破損した場合、学校で修理をされてるということなんですが、各学校の業務員さんの話を聞きますと、結構件数が多いんだということなんですよ。

それで、この府中町行政改革プラン後期の内容を見ますと、業務員の数を減らすと成るわけですね。それは教育委員会に専門の職員を置いて、各学校を巡回したりとか集中的に修理をするということだそうなんですが、それについて具体的にお話を伺いたいと思います。

○議長（中村 勤君） ３回目の質問、１８番林議員。

○１８番（林 淳君） 先ほど質問の中で文科省が不登校の子供たちの初期にどう対応するかっていうことを中心に１，６０４人の二十歳になった、中学校３年生のころから不登校になって、そのまま不登校だった青年たちが二十歳になった子供たち１，６００人にずっと追跡調査をして、やっぱり特徴的なのは、やっぱりここで人生

を落ちこぼしたというのかな、昔よく落ちこぼれとか、それは学力のことなんかを言ってるわけけども、人生を取り落としてますね、この子供たちの不登校が始まりで。だから、僕は深刻に受けとめたいというふうに思います。

特に、今、小・中学校で２３年７０人ですか、２４年が６８人ですか、こういう子供たちをずうっと例えば高等学校へ行ったかとか、大学へ行ったとか、やっぱり普通の学校に不登校なしに通った子供の半分ですね、上級の学校に進学するのがね。そして、最後は就職するんだけどね、やっぱりほとんどの子が正規雇用になってないです。１０％足らずですよ。

そりゃあ普通の今労働者派遣法の問題等で派遣労働の問題がいろいろ取りざたされてますけども、それは今、大体非正規雇用が全労働者の１，８００万人、３５％だというふうに言われてるんですけども、ほとんどがそこへ入っちゃうんですね。それが今言いましたように、中学校２年、３年のころから不登校が始まった子に特定して調査した結果、文科省が言ってるんですね。

だから、その子の人生にとっては不登校っていうのが大変な負担になってる。生涯の負担になってる。そのことをやっぱり考えたら、特に府中町なんか７０人もいるわけですから、２クラスぐらいの子供がそんなことになってる。しかも中学生だけで１１人というんだけども、そんならあれでしょう、４分の１ぐらいの子しか「たんぼぼ」なんかに参加してないっていうのかな、ような状態だから、本当に深刻に考えて、その子の人生をやっぱり変える、そのこと不登校そのものが子供たち自身は物すごく罪悪感を持ってる、勉強もおくれる、そういうふうに思ってるわけです、悪いことしてる、罪悪感を持ってるんでね。そういう子供だから、接し方によっては、きちんと前向きに、必ずしも僕は学校に復学することだけを目的ではないけど、やっぱり子供らしい豊かさ、いろんな意味で、そりゃあボールを蹴ったり、たまには映画に行ったり、そういうような喜びというのを、普通の子供が味わう喜びをやっぱり与えてやるんだと、一緒にやるんだというような取り組みを進めないと、なかなかそう簡単に、もちろん学校の先生とか教育委員会の人たちはその困難さを私よりもうーんとよく御存じだけど、でも、本気でやっぱり取り組む必要があるんじゃないかということ、これは要望です。

以上です。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（森本雅生君） 14番岩竹議員さんからの御質問、業務員による環境整備とその配置という件にお答えいたします。

学校環境整備については、美化と営繕があります。平成25年度においては、町職員の業務員配置によるものが2校、委託による業務員配置によるものが5校で実施をしていました。来年度は1校当たり年間1,758時間で委託していた5校分の業務員を、時間を半減して7校に配置することとし、加えて学校に配置していた町職員の業務員2名を総務課づけとして、7校を巡回して実施をしたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 勤君） 以上で、第2項、問題行動や不登校の克服について、14番岩竹議員、18番林議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第3項、情報モラル教育について、4番益田議員の質問を行います。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 質問に入らせていただきます。

情報モラル教育について。

去る2月7日、内閣府主催で青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムが広島で開催をされました。

近年、急速な情報化の進展に伴い、子供を取り巻く環境は変化し、インターネットを介し犯罪に巻き込まれるケースや、スマートフォンでのアプリの普及によるネットトラブル事例などが挙げられています。しかし、こうしたスマートフォンのリスクに対応した資料などもなく、学校や家庭では適切な指導が行われてないのが現状です。

今回のフォーラムでは、情報モラル教育の講演や授業を既に平成18年から島根県内外の小・中・高等学校400校で児童・生徒・PTA・教職員を対象に家庭でのインターネット利用のルールについての必要性や、ネットに潜んでいる危険性を子供の成長過程に応じて、個人情報公開の危険性、個人情報には知らない人には伝えないなど、専門的にネットモラル教育を行っている講師による指導の内容でした。また、そのほかにも大学の教授、それから電子メディアの方々の講演もありました。

また、広島市では青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例による保護者や教育関係者を対象に、適切な利用方法や指導方法などの学習を通じて、子供

の見守り活動を実施しています。

今後こうした情報モラル教育についての講演や事業について、教育長のお考えをお尋ねします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育長。

○教育長（高杉良知君） 改めまして、おはようございます。教育長です。

4 番益田議員の情報モラル教育について答弁をさせていただきます。

現在、私たちを取り巻いております情報社会、日々進化をしております。この流れはもう後戻りできない状況になっているのではないかなというふうに感じております。子供たちは将来にわたり社会人となっても情報社会の中で生きていかなければならない、こういった時代となっているというふうに思います。

こうした観点からも、児童・生徒の時期に情報社会で適切な活動を行うためのものになる考え方と態度を育成をする情報モラル教育は、必要に応じて情報を使いこなしていく能力の育成とあわせて行っていかなければならない重要かつ喫緊の課題であるというふうに認識をしております。

コンピューターや携帯電話は一つの道具、またツールとして非常に利便性が高く、社会生活から切り離すことのできないものとなっております。しかしながら、議員御指摘のように、使い方によっては非常に危険なツールとなることもございます。特にスマートフォン、また最近ではゲーム機などのインターネット接続端末の登場により、例えばネットやメールに過度に熱中する余り、睡眠や食事の時間を削ってネットに没頭し、生活リズムの乱れから体調を崩したり、不登校につながったりすると、こういったような問題も指摘をされております。

また、児童・生徒が巻き込まれる事件も多く、ネット上のいじめ等により犯罪の被害者になるだけではなくて、加害者にもなっていくケースもございます。個人情報の流出から大きな被害に遭っている子供たちの事例も多く報告をされているところであります。また、本県の灰が峰で起きた殺人事件においても、SNS、いわゆるソーシャル・ネットワーキング・サービス、これを介しての事件でありました。

こうした状況の中で、多くの大人が関心を持つことが児童・生徒が安心して生活できる環境の確保につながることを認識していくことが大切であるというふうに考えております。このため、保護者や地域の大人たちへ情報モラルに関する講演会、例えば、

毎年町PTA連合会と共催をして開催をする家庭教育フォーラムのテーマとして取り上げ、各家庭でインターネットの利用や携帯電話の使用のルールづくり、こういったことを親子で考える機会について提案していくというようなことも考えられるのではないかなというふうに思っております、現在PTAとこのことについて連携を進めているところでございます。

次に、学校教育での取り組みについてでございます。情報モラル教育を推進していくためには、教員自身が常にその指導力を高める必要がございます。新しい情報端末の知識や今現在情報社会で起きていることへの理解、また情報社会で起きている問題への対処方法、関連する法律の知識、さらにそれらをもとにした教材や授業カリキュラムの開発など、教員に求められる知識や技能は多岐にわたっております。教員の指導力の向上を図るとともに、共通理解のもとで取り組むために、計画的に情報モラル教育に係る校内研修、これを行うことが急務であるかなというふうに考えております。

また、この情報モラル教育は、全教育課程を通して行われております。特に、道德教育においては、小・中学校の全ての学校段階において、一貫して取り組むべきものであり、小学校においては生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図り、自己の生き方についての指導を充実すること、そして中学校では、思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見詰めさせる指導をするということとなっております。

このような発達段階に応じた道德の指導の中で情報モラルに関する指導を進めていく必要があると考えており、こうした観点での指導を進めていきたいというふうに考えております。

以上で、答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 2回目の質問ございますか。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 御答弁ありがとうございました。このインターネット利用環境フォーラムには、私も行きましたけども、教育長も出席をされておられましたので、私が言いたいこと全て認識していただいていると思います。

スマートフォンの普及は2011年以降、急速にふえ続けており、携帯電話の出荷台数のうちスマートフォンの占める比率は、2013年度でほぼ80%に達し、今後ネット接続の時間も長くなる傾向にあり、ますます子供たちを取り巻く環境も変化

する可能性があると思います。

内閣府が２０１２年１１月に調査した統計では、青少年の所有する携帯電話に占めるスマートフォンの割合でも、小学生７．６％、中学生２５．３％、高校生になりますと５５．９％の児童・生徒が利用しております。スマートフォンの機能は、通信の履歴、Ｅメール、ネットの閲覧、映像、写真情報、ゲームや無料通信アプリといったラインの利用、ＧＰＳ等による位置情報の確認など、多種多様ですが、その分、プライバシーやセキュリティーの問題、リスクも大きいと言えます。

最近の新聞報道からも、インターネット掲示板や交流サイトの書き込みによるサイバー補導の低年齢化が特に報道され、特に無料通信アプリで使うＩＤを掲示板に掲載した子供の被害が急増している現状です。フィルターリングの設定義務づけやセキュリティー設定など、保護者対象の情報モラル講演を、先ほど教育長も言われましたけど、新年度に早急にする必要があるかと思っています。

これまで、小・中・高等学校では、学習指導要領に情報モラル教育の推進が明記されています。教材も普及し、企業、ＮＰＯ、警察といった出前講座も対応するとしてありますが、本町の学校において、インターネット等の教材を利用した教育はされていたのか。そして、これまでそういったトラブル、いわゆる高額な請求やいじめの書き込み問題等は発生をしていなかったのか。また、ゲーム機の利用時間増加による依存傾向が高く強くなるにつれ、学習意欲の低下や、依存していることにも気づかず、心身に問題を抱えているのかと思い、医療機関を受診する児童の事例もふえていていると言われてますが、その傾向性はこの本校の学校にあるのか、再度お聞きいたします。

○議長（中村 勤君）答弁。

教育次長。

○教育次長（金藤賢二君） まず、学校でどのような教育をしておるかという内容であります。

例えば、ある学校でいきますと、道徳参観日において道徳モラルという授業を設定しとるところもあります。その中で、パソコンや携帯に関する事案をもとに、保護者懇談会も一緒に持つという形もとってある学校もあります。それと、ある学校によりますと、ＰＴＡが講演会として、ネット社会にデビューする子供たちのためという形で、そういう講演会をやつとる学校もあります。それと、ある携帯会社の方を呼んで、安全教育に対してのやってる事例もかなりあります。それとあと、中学校におきまし

ては、入学説明時にこれは東警察の方を呼ばれて、サイバー犯罪の防止の啓発というのもやってる事例もあります。

以上でございます。

○議長（中村 勤君） 3 回目の質問。

4 番益田議員。

○4 番（益田芳子君） 質問した内容が少し答弁がなかったように思われます。いじめ、そういった先ほどのいじめの問題についても、やはりこういった書き込みによるいじめ等も発生をしてるのではないかと思います。そういったこともあわせてお伺いをしたわけなんですけども、最近では、特に町内の歩道で子供さんが歩きながらゲーム機の画面を操作をしている、そういう傾向もよく見られます。ぜひ児童・生徒の皆さんには、そういった道德のほうに関しても今言われてると思いますが、安全教室を特に開いていただきたいと思います。

教育次長の答弁の中には、恐らく本校ではこういった企業、NPOといったような出前講座はまだされてない、また教材も普及していない、いわゆるそういう答弁だったと思いますけども、特に情報モラルの教育については、保護者を対象にしたスマホ等の危険性やスマホの依存、この辺をしっかりと講演の中でも取り上げていただきたいと思いますし、特に個人情報の漏えい、危険なアプリ、出会い系被害、高額請求、ネットいじめなど、こういったなかなか学校で教えるとなると大変専門分野でないとわからないかと思いますので、今回のフォーラムの中でも島根県のそういったインターネット会社の社長さん、ウィルコム of 社長の社長さんが来られておられましたけども、そういった専門職を呼んでいただいて、しっかりと講演をしていただきたいと思います。

先ほどいじめの中にもありましたアンケートをとる。そういったこともあわせて自分たちの子供がどういった機材を使っているのか。保護者の方も御存じかとは思いますが、どういったインターネットを接続しているのかということもあわせてアンケートをぜひとっていただきたいと思います。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育次長。

○教育次長（金藤賢二君） すいませんでした、漏れたところがありました。フィルターリングとか書き込みに関する、これは今のところやっておりません。これについても、また学校に指導していきたいと思います。また、アンケートにつきましては、ち

前授業のようなものです。アスリートがその競技人生での経験や、培ったノウハウをもって子どもたちに夢を持つことの大切さ、高い目標を持つことの大切さ、挫折をし、それを乗り越えていくこと、諦めないことの大切さや、児童と一緒にゲームで体を動かしながら、たとえつまずいたとしても、みんなで協力することで壁を乗り越えることができるということを教えてくれるもので、授業を参観した保護者からも好意的に受け入れられている事業で、全国的な広がりを見せています。

先日、政務活動費で研修に伺った岡山県の高梁市では、マラソンの有森裕子さんや、シドニーオリンピック競泳女子100メートル背泳ぎ銀メタリストの中村真衣さんが夢先生を努められ、小学校で子どもたちに夢を持つことの大切さを教えてくださったそうです。

今回、夢の教室を通じて、人材育成だけではなく、子どもたちが変わっていく様子、周りと協力することでできなかったことができるようになる過程を、児童、保護者に経験していただきたく質問いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育長。

○教育長（高杉良知君） 5番山口議員の子どもたちに夢の持てる教育について、答弁をさせていただきたいと思います。

2項目の質問でございますけれども、1項目めについては、私のほうから答弁をさせていただき、2項目めにつきましては、教育部長から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず1項目め、教育における夢を持つことの大切さを教えるための取り組みについての御質問でございます。

これからの社会、21世紀の社会は、新しい知識、また情報、技術が政治、経済、文化を初め、社会のあらゆる領域での活動の基盤となる知識基盤社会の時代であるというふうに言われております。そして、自分や社会のさまざまな課題の解決に向けて、生涯学び続ける社会であるとも言われております。こうした社会で求められる人材とは、みずから課題を見つけ、確かな知識、技術を身につけ、それらを使いこなしていく力、さまざまな能力や情報を持った人と協働しながら課題を解決をしていく力、また情報を選択し、的確に使いこなしていく力を身につけていることなどが必要であるというふうに思っております。これらの力をさまざまな人との関係の中で、また社会

との関係の中で発揮できる力を備えた人であり、学び続ける姿勢を持ち、みずからの夢を持ち、志に向けてチャレンジし続ける人こそ、求められる人材の一つの姿ではないかというふうに考えております。

学校では、児童・生徒が夢や目標を持ち、その実現に向かって着実にやり抜こうとする意思や、社会に主体的に参画し、貢献しようとする意欲を、各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間、そして特別活動、こういったところにおいて育成をしているところでございます。中でも、道徳教育では、希望、努力、進取の精神、個性伸長、社会参画などといった内容項目を中心に、読み物資料を活用した授業を行っております。

総合的な学習の時間では、キャリア教育の視点から、働くことの意義を初め、社会人、職業人としての基礎的、基本的な資質や能力の育成等、体験活動を取り入れながら進めております。

また、特別活動では、学級活動や学校行事等を通して、自分で選択、決定する機会や、他者とのかかわりを通して目標を実現していく体験などに取り組んでいるところでございます。

これらの取り組みを来年度はさらに進めるとともに、より充実させるために、具体的には小学校では将来のなりたい自分像、これを明確にイメージし、またビジュアル化して、周囲の仲間の中で表現することでそれを認め、受容される体験を通して、児童一人一人が夢を描き、夢を膨らませ働くことの意義を理解するとともに、コミュニケーションを通して、ともに高め合う態度を育んでいく場をつくっていききたいというふうに考えております。

また、中学校では自己実現に向けて、実際に活躍しておられる府中町ゆかりの先人たちから学ぶ場を設定をし、直接話を聞くことで、生き方のモデルを持つきっかけをつくっていききたい、こういう場を設定をしていききたいというふうに思っております。これらはいずれも自分自身を深く見詰め、周囲の人とのつながりや社会とのつながりの中で自分をどう生かしていくかを考えるとともに、自分の夢、志を実現をしていく力を育んでいく取り組みでございます。

こういったことを通して、今年度、府中町教育委員会がキーワードとしている挨拶ができる、感謝する、志と夢を持つ子供の育成をより進めていききたいと考えております。

1 項目めについては以上でございます。

○議長（中村 勤君） 教育部長。

○教育部長（林 健三君） 2 項目めの日本サッカー協会が主催する夢の教室の自治体との協定などの事業を活用してはの御質問でございます。

日本サッカー協会では、いじめや自殺に走らない強い心を持った子供たちを育てるのに、サッカー界が手助けすることができるはず、の理念のもと、サッカー界が一団となって子供たちの健全な心身の成長を後押ししようと、2007 年度から「JFA 心のプロジェクト」をスタートしたものでございます。

この夢の教室事業でございますけども、主には、小学校 5 年生を対象に行いまして、みんなで体を動かしながら、1 つの目標を協力してやり遂げることや、ルールを守ることの大切さを伝えるゲームの時間と、先ほど御質問の中にもありましたけども、夢先生がこれまでの人生を語りながら、挫折を乗り越え、夢を達成してきたエピソードを語るトークの時間からなります。もちろん、子供たちにも未来をイメージしてもらい、どんな夢を持って歩んでいくかを考えてもらうものでございます。

この講師となる夢先生につきましては、元サッカー選手を中心といたしまして、野球とか相撲、水泳、格闘技の元選手や、あるいはアナウンサーなど、各分野のOBといますか、元選手の方々が担っておられます。

開催に伴う経費につきましては、夢先生、それとアシスタント料等の講師料、それと交通費、宿泊料は各自治体の負担となっております。開催日数等により経費のほうも変動をいたすこととなっております。

教育委員会としましても、未来を担う子供たちが夢を持ち、実現に向けて努力するという夢教室の目的は、とてもすばらしい事業と考えておりますけども、事業費等含めまして、今後調査研究してまいりたいと思います。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 2 回目の質問ございますか。

5 番山口議員。

○5 番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございました。夢を具体的に口に出して言うなど、そういった方策として挙げられたものは、夢の教室と方向性に差は余りないと思いますので、頑張って取り組んでいただきたいと思います。

しかし、夢の教室につきましては、人材育成に対して予算面を第一に考えてほしくないという思いは強いんですが、費用を抑える方法があるのか、ないのかを含め、ぜ

ひ日本サッカー協会に問い合わせをしていただきたいと思います。

というのも、夢の教室の開催費用を抑える方法として、一つは、小学校5年生ではなく、中学校2年生で開催することにより、年によってばらつきがあるとは思いますが、現在ではかかる費用を2クラス分抑えることが可能になります。中学校2年生は、具体的な夢を持ってる児童や、既に挫折を経験している児童もいるため、最近では中学校2年生も対象に開催をされるようになっていきます。

2つ目といたしましては、公民館ごとの公募事業としての開催が考えられます。クラスを対象とした開催が回数、費用的に難しいようなら、公民館ごとで参加者を公募し、参加費なども受益者負担で費用を賄うという方法も考えられます。この方法ですと開催を委託することも可能ですので、参加費の一部を町内の団体の自主自立の運営に充てることもできるのではないのでしょうか。

3つ目として、広島県出身の夢先生に直接開催を依頼する方法です。夢の教室に係る費用の大半は、東京からの交通費及び宿泊費となっております。県内に住む夢先生のノウハウを持ったアスリートに直接依頼することにより、費用の半分ぐらいは抑えることが可能になります。など、今挙げたような手法も考えられますので、ぜひ調査研究を進めていただきたいと思います。

いずれにしても、子供たちが1日の大半を過ごす学校生活においても、地域社会の中での生活においても、近年では学校におけるいじめや不登校、校内暴力、また地域社会、いわゆる家庭における虐待など、痛ましい事件や事故がマスコミで報道され、社会問題化しています。そうした子供たちに少しでも夢を持たせる取り組みができればと思って質問いたしましたが、ただいま教育長、教育部長からの答弁で、小学生、中学生における教育理念、教育委員会として子供たちに対して夢を探すきっかけづくりに努めたいという思いをお聞きし、ぜひとも人間形成において重要な時期である小学生、中学生に多様な、いわゆる夢先生と言われる人たちと触れ合う機会を設け、夢を持てる子供たちの育成に具体的、かつ説得力のある実現を目指していただきたいと思います。そうしたことが結果的に、不登校、いじめなどの減少につながるものと確信していますので、どうかよろしく願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 要望でよろしいですね。

それでは、よく考えてあげてください。

以上で、第4項、子どもたちに夢の持てる教育をについて、5番山口議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第5項、補助予算の執行について、12番木田議員の質問を行います。

12番木田議員。

○12番（木田圭司君） 補助金予算の執行についてということで質問させていただきます。

平成25年度予算が可決され、予算が執行されながら、既に年度末を迎えようとしております。その中で各種団体における補助金予算について、計上額全ての未執行事業があれば、その理由を含めて伺いたいと思います。

特に、朝鮮人学校への補助金の今後の対応について、教育委員会はどのような検討をし、どのような対応をされようとしているのかをお伺いいたします。

予算委員会のときもちょっと一般質問でやるということで少し触れさせてもらったんですけど、何が言いたいかといえば、在日の子供であっても府中町にとっては府中町の子供に変わりはありません。ということです。北朝鮮、いろんな問題があるとは思いますが、それをもって府中町の子供たちのそういう補助とか援助を打ち切るというのはどうかなと、政治と教育は切り離してここは考えていただきたいということで、教育委員会のほうも大変苦勞されたとは思いますが、私はすばらしい判断をされたというふうに思っております。

ちょっと聞くとところによりますと、神奈川県黒岩知事は、学費補助という形でやられてるか、検討されてるか。広島市の松井市長も、学校じゃあ無理じゃけど、個人的にということで検討されてるかということらしいんですが、御存じのように、第1会派が割れまして、なかなか難しいという状況の中で、府中町はこのような判断をされたということで、私は評価をさせていただいております。というのが質問です。よろしくをお願いします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（林 健三君） 12番木田議員さんからの補助金の予算の執行について答弁をさせていただきます。

1項目めの各種団体における補助金予算について、計上額全ての未執行事業があれ

ば、その理由を含めてお伺いしたいとの御質問でございます。

団体の運営及び活動に対する補助金としましては、町全体で３８件ございまして、総額にして１億１，２１９万１，０００円となっております。この３８件全てにおいて、執行済みもしくは執行予定と聞いておりますので、未執行事業はございません。

なお、次の御質問の朝鮮人学校の補助金につきましては、補助内容が授業料補助であるため、団体補助ではありませんので、先ほどの件数からはカウントいたしております。

２項目めの朝鮮人学校への補助金の今後の対応について、教育委員会はどうのような検討をし、どのような対応をされようとしているのかについてでございます。

平成２５年度当初予算におきまして、朝鮮人学校就学助成補助金としまして３０万８００円を計上いたしました。内容としましては、その授業料の約３分の１に相当する額になるわけですが、内訳としましては、幼児が月額３，６００円の１人分、児童が月額４，３００円の３人分、生徒が月額４，８００円の３人分としたもので、計７名分を３０万８００円を計上いたしました。

その後、国におきましては、朝鮮学校は在日本朝鮮人総連合と密接な関係があり、拉致問題が進展しておらず、国民の理解が得られないとの理由で、高校の授業料無償化を朝鮮学校には適用しないことを決め、広島県におきましては、核実験強行なども考慮し、県民の理解が得られない、また広島市におきましては、拉致問題や核実験を受けた市民感情に配慮したとの理由で、平成２４年度の支給を取りやめ、平成２５年度当初予算計上を見送られました。

町教委といたしましても、このような状況の中、現下での国、広島県、広島市等の状況及び町民感情を踏まえまして、学校に対する平成２５年度補助金の執行について保留をしていたところでございます。

その後、町教育委員会としましても、国、県、広島市等の対応、状況を注視するとともに、教育委員会議においても状況の報告を行い、意見をいただいておりますけれども、取り巻く状況に大きな変化はなく、町民の理解が得られないとの判断に至りまして、授業料の朝鮮人学校への直接補助を見直しまして、このたび補助金を廃止することといたしました。

今後の対応としましては、平成２４年度から国公立、私立に通学する児童・生徒さんを支給対象とした就学援助費制度を、同じ府中町内に住む児童・生徒であり、教育

の平等性の観点から、平成２６年度からは広島朝鮮人学校に通学する児童・生徒さんに対しても支給対象とすることといたしました。

この就学援助費は、経済的な理由により、児童・生徒さんが小学校、中学校へ就学させるのにお困りの人に対しまして、支給要件に応じて学用品等を援助するものでございます。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） ２回目の質問。

１２番木田議員。

○１２番（木田圭司君） 質問はありません。制度というか、ちょっとやり方が変わるということなんで、しっかり周知徹底されて、いろいろと苦慮されたと思うんですけど、こういう判断はされたわけですから、しっかり実施していただくように要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中村 勤君） 以上で、第５項、補助金予算の執行について、１２番木田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第６項、教育環境の現状と改善について、７番海渡議員の質問を行います。

７番海渡議員。

○７番（海渡弘信君） 質問事項です。教育環境の現状と改善についてということで質問をいたします。

町はこれまで公共の先導的な立場から、さまざまな環境に優しい施策を実施してこられました。教育施設、特に現在取り組んでいる学校耐震化事業については、財政状況の厳しい中、環境に優しい施設の建設に取り組んでおられます。しかし、一方、実際の教育現場の児童・生徒の器物損壊の実態はどうでしょうか。

先日も地域の方のお話で、参観日に行った学校の環境の悪さに驚いておられました。しかし、原因は施設の問題というよりは、そこで授業をしている学校や生徒はもとより、地域との連帯により改善される問題と感じております。

町内全ての学校の環境が悪いのではなく、学校へ保護者や地域の方たちが参加して、自分たちで子供の環境改善に取り組んでおられる学校もあります。

教育委員会への質問ですが、（１）各学校の器物損壊数の推移が現在どのようなになっているのか、（２）その現状を把握した後、具体的な指導による学校間の連帯は行

われているのか、（３）学校ごとの保護者、地域との連帯はスムーズに行われているのかについてです。全ての学校の子供たちによりよい教育環境を届けるには、どのような対策が必要か、今後の検討も含めお聞かせください。お願いします。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（林 健三君） 7 番海渡議員の教育環境の現状と改善について御答弁させていただきます。

まず、1 項目めの各学校の器物損壊数の推移が現在どのようになっているのかについてでございます。

器物損壊件数につきましては、暴力行為の内訳として、生徒指導上の諸問題等について毎月集計しまして、県教委のほうに報告を行っているところでございます。平成 24 年度におきましては、小学校で 1 件、中学校で 1 件の計 2 件、平成 25 年度 2 月末現在でございますけれども、小学校が 1 件となっております。この事案は、いずれも児童・生徒が感情的になり故意にガラスを割ったケースであります。いずれも故意に行っていることが、先ほど申しました報告関係の暴力行為としての捉え方として基準となっております。

それ以外では、故意ではありませんけれども、不注意により破損させてしまったものとしまして、各校の状況でいきますと、階段を駆けおり、勢い余ってぶつかり、ガラスを割られたもの、子供同士がふざけ合う中で、窓にぶつかりガラスが割れたもの、げた箱に乗ってげた箱が壊れたもの等があります。故意ではないガラス破損件数は、平成 24 年度、小学校で 13 件、中学校で 40 件、計 53 件となっております。同じく、25 年度の 2 月末現在で申しますと、小学校で 13 件、中学校で 60 件の計 73 件となっております。

2 項目めの具体的な指導による学校間の連携は行われているのかについてでございます。教員間では、小・中学校教職員が協同で実施する研究組織をつくり、両中学校区における小・中連携を日常的に行っております。特に、生徒指導に関する連携は定期的に行っており、生徒指導実践指定校では、町教育委員会の指導のもとに、毎週金曜日に生徒指導主事による担当者会議を行っております。そこで、教育環境についても各校の実態を見たり、情報交換を行ったりしております。また、授業観察においてもチェックリストを作成し、参観した授業において、学習環境についても改善するよ

う協議をいたしておるところでございます。

また、小・中学校の児童会及び生徒会代表による府中町児童・生徒会議が企画運営いたしますクリーンキャンペーンも毎年実施をしているところでございます。地域の皆様の御協力をいただきながら、児童・生徒が主体的に取り組む活動として、年々充実してきているところでございます。

3項目めの学校ごとの保護者、地域と連携はスムーズに行われているかについてでございます。

学校によって状況は異なりますけども、取り組みの例といたしまして、次のようなことがございます。

緑化活動としまして、府中町公衆衛生推進協議会とPTAや地域の方々と児童が一緒に花壇を清掃し、また植栽をする取り組み、また校内環境整備といたしまして、広島トイレ掃除に学ぶ会の方と一緒に、生徒、教職員、保護者が一緒にトイレ清掃を実施する取り組みもございます。

来年度におきましては、学校環境整備について、既に行われております、よい取り組みを各学校で情報共有し、全校において環境整備の活動が積極的に展開されるよう広めていく必要があると考えております。保護者や地域の方々に協力していただくためには、児童・生徒及び学校の情報の公開や教育環境整備をどのように進めていくかを具体的に説明し、協力を依頼する姿勢を示していくことが重要であります。さらに、児童・生徒が保護者や地域の皆さんと一緒に活動する取り組みを校長会等の機会を捉えまして、各校のほうに指導してまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中村 勤君） 2回目の質問。

7番海渡議員。

○7番（海渡弘信君） 今、器物損壊ので60件と言われたんですけど、結局、不可行為でなしに、当たって割れたとかいうような答弁だったと思うんですけど、実際はほとんど生徒が故意に損壊をしたのが多いんじゃないかと思います。

それと、今、地域のと言われたんですけど、今、学校の生徒もいろんなごみキャンペーンとか、町内会に参加して出とられるのは私もよく知っとるんですけど、それと、この前、教育委員会さん、知っとってか知っとってないかわからんけど、3月にトイレ掃除をされたと思うんです。これはボランティアの方がトイレ掃除をされたんです

けど、その方たちはボランティアと生徒と一緒に学校トイレをきれいにしましょうということで、そういう趣旨でやられたそうらしいんですけど、現実はそのボランティアの人たちだけで、生徒さんの参加はなかったとお聞きしております。

それから、4月にもまたそのトイレ掃除をやりたいということで、提案をされたみたいなんですけど、これは丁重なお断りがあったということで、要するに地域の方も、そういう地域の方と生徒と一緒にトイレ掃除をどうかというような提案もされとるみたいなんですけど、どうも学校側は拒否をされとるというようにお聞きします。やっぱり地域と一体になって今からはやっていかんと、どういうんですか、教育委員会だけいうても、PTA、地域の人、私も地域のことで地域の人から、上から、くそじじいじゃ、くそばあじゃとか、消しゴムを投げられたとか、それは家のかわらへ石が投げられてめげたとか、いろんなことを言ったらいっぱいあるんですけど、やっぱりそういう方たちでも地域の方たちでも、やっぱりいろんな生徒さんと一緒にってごみ拾い、そのキャンペーン、いろんなことをやると、少しでもうち解けていくんじゃないかと思うんですけど、そういうところから、地域の人がそのトイレ掃除でもやってやろうというようなことを考えられておられるんで、教育委員会としても、もう少し学校のほうに、PTAの連帯というたらあれですが、各学校のもうちょっと横の連帯を取るようにしていただきたらと思います。

以上。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育長。

○教育長（高杉良知君） 今、7番海渡議員からのさまざまな御指摘をいただきました。答弁にきちんとしたものになるかどうか、私といたしまして、ちょっと3月のトイレ掃除のボランティアで行ったということで、生徒たちが全然いなかったという御報告ですけれども、このことについては、少しうちのほうでも内容についてもう少し精査をしてみたいというふうに思います。私もあの日、実は行くことにしてたんですけども、急に別な用事が入って行けなかったんで、ちょっと残念かなというふうに思っております。

それから、地域との連携につきましては、教育委員会で今地域ぐるみの人材育成ということを進めていく中で、一つは、公私間連携と地域連携と、この2つの柱でこれを進めていこうというふうに思っております。

その中で地域連携という観点については、どこの学校も随分力を入れて今やっているとところではないかなというふうに思います。その方法としては、例えば授業の中で地域の方に来ていただくとか、またさまざまな行事に地域の方に来ていただいたり、また公民館の活動に子供たちが活動に参加していったりと、そういうようなことで、なるべく地域に開かれた中で実施をしていきたいと、地域の人々の力も本当に学校の中にいただきたいということ、さらには、子供の教育に地域の皆さんみんなに関心を持っていただきたいと、そういったような思いもありまして、こういう柱で取り組んでいるところでもあります。

学校のほうが地域との連携の中で拒否しているといったような事例も中にはあるんだというふうにおっしゃっていただきました。確かにそういう事例ももしかしたらあるのかなということも思います。学校の中では、年間の限られた授業時数の中でさまざまな活動というか、教育活動を行っていきますので、その中においてなかなかそこは時間がとれないといったようなこともあるのもあるのかなというふうにも感じてはおります。しかしながら、今地域の人々の力なくして学校教育は成り立たないというふうにまで思っております。もちろん、地域の人がかかわれる部分と、子供の学力を本当に高めていく部分、いわゆる学校の核になる部分というのは、当然学校は責任を持ってやっていかなきゃいけないところでもありますので、心を育てる場面であるとか、そういうことについて、本当に地域と連携をしていきたいというふうに強く思っております。いずれにしても、そういうさまざまな地域での状況について、いろんな情報をいただければ、本当にありがたいなというふうに思っています。

それから、学校の中でも今いろんな状況が起きておりますけれども、今学校のほう、例えば子供の状況について、やっぱり地域の方、子供の状況だけではなくて学校の環境の問題もそうですけれども、やっぱりきちっと学校の状況、子供の状況について、情報提供をきちっとしていくということ、それから地域の人々もぜひ学校に来てください、見に来てくださいということだけではなくて、具体的にこういうところで一緒に子供をこういう目で見てくださいとか、具体的にこういった声かけをしてもらえませんかとか、学校でこのところはあれなんで、地域の方でもしこういうところがあればというような具体的な提案を地域の方にも、またPTAにもしていくべきかなということも感じております。ただ、見に行って、何をすればいいのかっていうのも、なかなか行かれた方もわからないところもあるんで、そういうところを学校のほうで

はもっともっと精査をして、連携をどういう形で連携をしていくのかという連携の中身をもっともっと議論をしていく必要があるのかなというふうに感じております。貴重な情報ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 3 回目の質問。

海渡議員。

○7 番（海渡弘信君） 今の教育長さんのほうからいろいろ御意見をお伺いしました。

私も地域と学校ももう少しわかり合って、わかり合ってというたらおかしいんですけど、一応連帯をして進めていったらいいんじゃないかと思います。

さっきもちょっとここにこれからあげますけど、やっぱりこういうボランティアの人なんかが、これは4月12日のことなんですけど、やりましょうということで、チラシも新たにつくられて、それでこれも参加費が200円とありますけど、これは全部ボランティアの人の持ち出しの金額です、これは。だから、こういうことまでされて、やっぱりちょっとでも生徒さんとそういう地域のトイレを掃除をして、これは広島公衆トイレの掃除をする会というところなんですけど、そういうことで、やっぱり生徒を含めて、学校を少しでもきれいにしていこうという団体なんですけど、これよりほかにもやっぱり地域の方に、私も町内会長しとった経験があるんで、いろんなあれなんですけど、やっぱり学校と地域の連帯というのは、今までほとんどなかったと思います。校外役員さんが来られて、どうですかねというぐらいのことはあるんですけど、やっぱりそこらをもう少し各府中町の7校のPTAさんなりも集めて、そういう府中町の子供に関しての相談とかいうことも全然なかったと思いますので、また教育委員さんのほうでそういうことをまた率先して地域と連帯を持てるようなことをお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 要望でよろしいですか。

○7 番（海渡弘信君） はい、いいです。

○議長（中村 勤君） 以上で、第6項、教育環境の現状と改善について、7番海渡議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第7項、個人でボランティア活動をされている方への感謝状はについて、5番山口議員の質問を行います。

5番山口議員。

○5 番（山口晃司君） 個人でボランティア活動をされている方への感謝状はについて

質問します。

今後の地域社会の繁栄には行政と住民との協働は不可欠です。府中町でもたくさんの団体が自然環境や子供たちの未来の府中町を守るための活動を行政と協力しながら行っています。

こうした団体に所属されている方々は、把握もしやすく、わずかかもしれませんが、補助金や新規事業の町民活動保険、または団体を通じて表彰の対象になることもあります。

しかし、未来の府中町のために活動されているのは、団体に所属している方だけではありません。たくさんの方が道路や公園の清掃、子供の見守りなど、団体に属さないでされていると伺っています。こうした個人でボランティア活動をされている方へ目を向ける必要はないのでしょうか。町の考えを伺います。

○議長（中村 勤君） 答弁。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 5 番山口議員の御質問について御答弁を申し上げます。

御質問の趣旨は、地域で各種団体に属さず、個人でボランティア活動をされている方へ感謝状を贈呈し、町として感謝の意をあらわすのはどうであろうかという趣旨であろうかと思います。

総務部のほうでは、府中町表彰条例、町の政治、経済、文化、社会、その他各般にわたって町政振興に寄与し、または衆人の模範と認められる行為があった者を表彰するという府中町表彰条例を所管しております。表彰制度のあり方の観点から答弁をさせていただきますというふうに思います。

現行の町の各種表彰制度としましては、今申し上げました府中町表彰条例、この中身は2つありまして、一つが、町政振興に寄与した方を表彰する町政功労表彰、それともう一つが、衆人の模範と認められる行為があった方を表彰する善行表彰という2つの表彰制度がこの表彰条例の中にあります。また、それ以外にも、平成23年に新たに制定いたしました府中町感謝状贈呈要綱に基づく感謝状の贈呈制度もあります。さらに、規則等に基づくものですが、交通安全功労町長表彰、さらに消防功労者表彰という制度が町としては持っている表彰制度であります。それぞれの表彰制度にありましては、長年にわたる功労、功績に対し表彰し、感謝の意を表するとともに、まちづくりの一層の振興を促進するということを目的にした制度でございます。

それぞれの表彰制度におきまして、個人を対象とした表彰規定は定めてはおりますが、団体に属さず、個人のみで活動されている方は、その実績とか活動経歴など、詳細の把握が困難なことから、実際には表彰の多くが各種団体や行政にかかわりのある方を対象にした表彰ということになっております。

町の表彰条例におきまして、善行表彰の対象として3項目を規定しております。第1号として、非常災害に際し功績のあった者、2号として、金品の寄附をした者、3号として、前2号のほか、町民の模範となる善行のあったものということで、善行表彰として感謝状を贈ると定めております。この第3号の規定による表彰、町民の模範となる善行の具体的な運用基準というのは定めてないこともありまして、近年、この当該3号による表彰該当者というのはありません。

その運用方法として考えられることは、ある個人の善行に対しまして、町民全体が感謝したいという機運が大きく盛り上がった中で、行政として善行表彰を判断することになるだろうと、そういう場合だろうと思われれます。この表彰条例に基づく善行表彰というのは、議員が提案されている個人のボランティアへの感謝状の贈呈の趣旨とは若干違うものではないかというふうに思っております。

個人でボランティア活動されている方を表彰する制度がほかにないかと、各地域活動団体に確認したところ、府中町社会福祉協議会では、ボランティア登録団体やその他各種団体からの推薦により、継続的にボランティア活動をされている方を表彰する府中町社会福祉功労者表彰というのがあります。また、府中町公衆衛生協議会では、町内の清掃活動等に御尽力いただいている方を公衛協委員、その他町民と当該所属町内会長からの連名による推薦による公衆衛生推進協議会表彰というのもあります。さらに、青少年育成府中町民会議では、町内会長等の団体からの推薦により、見守り活動等を継続的に行っている方や、模範となる青少年を対象に、青少年育成功労者表彰や善行青少年表彰といった個人表彰制度があると伺っております。直接各種の団体に属してなくても、各種団体や団体委員、町内会長などの推薦により、個人でも表彰の対象となるということでございました。

こうした各種地域活動団体での表彰制度がある中で、町がさらに独自に個人で活動されている地域ボランティアの方を表彰しようと考えた場合、各種地域活動団体との表彰制度とどのようにすみ分けを行い、整合を図るのか、町としてはどのような位置づけでこういった制度にするのかといったことを検討する必要があると思います。

また、町として表彰するためには、やはり公平性とか、客観性というのを保ちながら、こういった方を対象とし、どのようにその方たちを把握するのか、またどれぐらいの期間ボランティア活動をされた方を表彰するのか等の選考基準づくりも容易ではないと思っているところでございます。このようなことが今後の検討課題と捉え、調査研究を進めていく必要があるというふうに考えております。

しかし、団体の方はもちろん、個人ボランティアの方々の地道な活動が誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながり、地域の活力につながっているのも、また事実だと思っております。こういったボランティア活動が一層さらに地域に広がるよう表彰制度も含め、さまざまな方法で支援、側面的援助ということにもなるとは思いますけれど、こういったことが必要であると思っております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 2 回目の質問。

5 番山口議員。

○5 番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございました。地域で地道なボランティア活動をされている人たちに少しでも行政として評価できる処方があればということで質問したのですが、答弁のとおり、さまざまな課題をクリアしていかなければならないことも十分理解できました。

しかし、何度も言ってきたように、これからのまちづくりは地域、特に地域で暮らす一人一人の町民の皆さんの協働は欠かすことができない時代に入っていると思っております。こうした地道に取り組んでおられるボランティアの皆さんは、ほとんどの人たちが感謝状というと辞退されるということも十分予測されますが、時間をかけ、何か少しでも評価してあげられることがあればと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。これ要望で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 以上で、第7項、個人でボランティア活動をされている方への感謝状はについて、5 番山口議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 再開は2時といたします。休憩。

（休憩 午後 1 時 5 0 分）

（再開 午後 2 時 0 0 分）

○議長（中村 勤君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君） 総務文教関係、第8項、児童・生徒への防災教育について、
4番益田議員の質問を行います。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 皆様、こんにちは。けさ方の地震に改めて防災の必要を感じて、
本日の質問に入らせていただきます。

児童・生徒への防災教育について。

東日本大震災から3年目が経過いたしました。いまだ10万人の方がプレハブの仮
設住宅で過ごされ、仮設以外の方を含めると約27万人の方々が避難生活を余儀なく
されています。地震発生から、2万人近い死者・行方不明者が出た甚大な大震災も、
月日がたつと被災地以外のところでは日々風化しつつあります。

日本は、今後30年間で地震が発生する確率は、南海トラフの巨大地震で60%か
ら80%、首都直下地震は70%とも言われ、新たな地震の脅威は迫っています。

また、防災は地震、津波だけではなく、ここ数年毎年発生している集中豪雨、巨大
台風などの気象災害も地球温暖化の影響から、そのリスクは高まる一方です。そのた
めにも、大災害の記憶を風化させない防災教育がますます重要です。

東日本大震災では、地震発生に加え、想定をはるかに上回る大津波によって、多く
の児童や教職員が犠牲となりました。皆様も御存じだと思いますが、宮城県の大川小
学校、ここで児童、教職員が亡くなられております。今後、津波対策なども含めた人
的な被害を防ぐための対策をお聞きします。

1) 児童・生徒の防災知識について。

2) 校舎からの避難通路の確保について。

3) 通常の避難（教室）以外の場所で発生した場合の避難誘導。

4) 留守家庭児童会の防災訓練の実施について。

以上です。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（林 健三君） 4番益田議員の児童・生徒への防災教育について、御答弁
させていただきます。

1 項目めの児童・生徒の防災知識についてでございますけども、文部科学省におきましては、防災教育の目的は、学校や地域のみならず、さまざまな機会、場を通じて、1 つ目が、それぞれが暮らす地域の災害、社会の特性についての知識を備え、減災のために事前に必要な準備をする能力、2 つ目として、自然災害から身を守り、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力、3 つ目が、進んで他の人や地域の安全を支えることができる能力、4 つ目が、災害からの復興をなし遂げ、安全・安心な社会を構築する能力といった、生きる力を涵養し、能動的に防災に対応することのできる人材を育成するために行えるものというふうになっております。

これを受けまして、町教育委員会としましては、小学校低学年において教職員や保護者など、近く大人の指示に従うなどの適正な行動ができるようにすること、小学校中学年では、災害のときに起こるさまざまな危険について知り、みずから安全な行動ができるようにする。小学校高学年では、日常生活のさまざまな場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気配りができるようにしなければならないと考えております。

また、中学校では、地域の過去の災害や、他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の体制について理解を深めるようにしなければならないと考えております。

今年度におきまして、町内小・中学校におきましては、全ての学校におきまして、地震を想定しました避難訓練を実施いたしております。ことしの1月20日に広島県一斉防災訓練が行われましたけれども、小・中学校もこれに参加いたしまして、この訓練で提唱されました安全行動1、2、3、しゃがむ、隠れる、待つについての指導を行ったところでございます。

今後の課題としましては、小学校、中学校の発達段階に応じた指導、例えば小学生に対しましては、防災に関する基礎知識を学習させる。中学生に対しては、地域防災を担う必要性を学習させるといった体系化を行っていく必要があるかと思っております。

2 項目めの校舎からの避難通路の確保についてでございます。

地震発生時の対応については、全ての学校が危機管理マニュアルを策定しております。地震発生時の避難経路は火災発生時の対応に準じまして、複数の避難経路の設定

を行っております。避難経路の安全点検につきましては、各学校、月1回の定期の校内安全点検を行っているところでございますが、地震発生時の避難経路の安全確保という点での視点での点検は不十分なところがございます。

さらに、津波に対しましては、昨年度府中小学校が埃宮への避難訓練を実施し、府中中央小学校におきましては、校舎3階への避難訓練を行いました。東日本大震災の教訓を生かし、他校においても学校外のより安全な場所への避難について検討する必要があると考えております。

3項目めの通常の避難（教室）以外の場所で発生した場合の避難誘導についてでございます。

全ての学校が、まずは近くにいる教職員が臨機応変に子供の安全確保のための指示を行うこととしております。避難誘導を行うに当たり、教職員は管理職の放送による指示に従って行動いたします。府中東小学校では、休憩時間に地震が発生した場合、学年の2名の担任の一人が教室へ向かい、もう一人が分担された場所へ向かうこととしており、避難訓練で試行いたしております。

このように、あらかじめ避難誘導の役割分担を置くことも非常時への対応に有効であると考えますので、他の学校への情報提供等も行っていきたいと考えております。

4項目めの留守家庭児童会の防災訓練の実施についてでございます。

留守家庭児童会の在籍児童は、それぞれの小学校の児童ですので、防災教育も、基本的にはその学校においてなされているものと認識いたしております。留守家庭児童会における活動は、学校とは別の施設で行っており、また学校と連携が取りにくく、放課後、長期休業中、土曜日に行われるため、議員御指摘のとおり、留守家庭児童会と学校との連携強化も含めまして、独自での防災訓練についても実施の必要があると考えております。

留守家庭児童会の児童の安全確保のため、留守家庭児童会における避難マニュアルを作成するとともに、防災訓練につきましても、来年度実施することといたしております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 2回目の質問。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 御答弁ありがとうございました。大震災から3年目を前にした

3月4日、国会の予算委員会で古谷防災担当相は、東日本大震災が発生した3月11日を災害の教訓を後の世代に伝える記念日に想定することに前向きな考えを示し、安倍首相は、震災の教訓を記録で残し、防災教育に活用することは重要である、今後検討する答弁でした。

また、自然災害の記念日には、1923年大正12年に死者行方不明10万5,000人が出た関東大震災が起きた9月1日が防災の日、2009年1月17日、5時46分に発生した阪神・淡路大震災は、防災とボランティアの日と制定をされています。

1点目の児童・生徒の防災知識についてですけれども、教育部長、大変マニュアル的な御発言を答弁をさせていただきましたけれども、防災教育は特定の教科で行うものではなくて、さまざまな機会を通じて実施をされるものと思います。自分の通う学校はどのような地域であるかということも一つの知識ではあると思います。そして、特にゼロメートル地帯の府中小学校では、津波の災害に対して、地域で避難ビルを想定したビルの今設置がされていますけれども、そうした設置をされた指定のビルを本当に子供たちが知ってるのか、そういったことも知識であろうかと思っています。

防災教育の中で、特に小学校の社会科の授業においては、自然災害の防止の重要性とか、それから5年生、6年生になりますと、生命、地球についての自然災害などを取り上げられて、5年生になりますと、特にけがの防止など、そういったことも学んでいるかと思っていますけれども、学級活動における安全指導も重要な学習ではないかと思っています。

避難訓練の根底となる地震や津波の知識を身につけるわけですが、今回のような、今日もそうですけれども、緊急地震速報というのが流れました。こういうときに先生がおられたら先生の指示に必ず従うと思うんですけれども、やはりこれは自分自身が自分の命を守るという意味で、こういった地震速報が出たときにどういうふうに対処をするか、そういった細かいところまで生徒・児童にしっかり知識を学ばせていただきたいと思っています。今言ったように、緊急地震速報が出たときに、こういった対応をするか、そういったこともあわせて教えていただきたいと思っています。

2点目の校舎からの避難ですけれども、学校で避難訓練といえば、特に学校の教室で訓練をします。なかなか教室だけではないと思うんです。いろんな音楽室であり、特に給食であれば給食の配膳のときだとか、いろんなところで想定をしながら訓練をし

ていくというのが一つの方法ではないかと思います。特に、学校においては、教室で地震があった、そのときに地震がおさまるまで教室に待機して、その後、校庭に避難をするというような、少しマニュアル的なところがあるかと思いますが、どこにおっても、どういう形で自分たちは身の行動を守る、そういったことをあわせて知識の中でまた入れていただきたいと思います。

あと、先ほど言いました避難通路、避難通路というか訓練ですよ。府中小学校におきましては、津波が起こったときに、埃宮のほうに避難訓練をしたということでありましても、全生徒・児童が一斉に埃宮のほうのいわゆる細い歩道を通って、通路を通っていくときにどのぐらいの時間がかかるものか。やっぱりそこら辺も少し詳しく検証していただきたいと思いますし、校舎にいて被害に遭われる場合ではなくって、今回の東日本大震災のように、もう下校する、一部の生徒が帰る中でのこういった震災も起こっておりますので、そういったこともあわせて避難通路、そういったこともしっかり確保していただきたいと思います。

それから、留守家庭児童会なんですけれども、今回独自の防災教育のマニュアルをつくるということを言われました。どういったマニュアルができるのか、少しお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育次長。

○教育次長（金藤賢二君） まず1番目の質問として、緊急速報なんかのそういうときの対応とかしとるかという質問だったと思います。

御指摘のとおり、普通の教科でいきますと、小学校の場合は社会科、3、4年生、安全な暮らしを守るとか、小学校6年生でいきますと、土地のつくり方、地震の起こり方ですね、そういうものでしか、そういう教科としては学習していないと思います。この緊急速報とかいう対応に関しましては、部長のほうで言いましたように、ことしの1月20日に県の防災訓練なんかが行われたときに、そのときにはこういう行動をとろうよとかいう中をいろんなことを経験して対応していきたいと、このように考えております。

それとあと、教室外で次に起こった場合の対応とかいうのも問題になります。これは御存じのように、震災のときに釜石の奇跡ということが有名になっております。これについていろんなこれを題材にいろいろ学習しております。やはりこれを学習する

ことによって、自分は自分の身で守ると、自分が率先してまず逃げようでないかということだったと思います。ここをもう一度いろんな機会を捉えてやっていこうかなと思っております。

それと、埃宮に行くという訓練が府中小学校で実際ありました。これはこの訓練が実際時間というんじゃなくて、実施どの経路で行けるかという形で行ったんで、こういう道を通っていくよ、こういう形で行くよというのがまず訓練の目的でした。それから、時間を気にした分でないんで、議員さん言われたように、時間も当然考えないといけないので、次の段階としてはそれが必要になってくるのかと思っております。

私からは以上です。

○議長（中村 勤君） 社会教育課長。

○社会教育課長（中野真司君） 留守家庭児童会のどんなマニュアルをとという御質問だったと思いますが、留守家庭児童会、各小学校にございます。構造、立地条件、各学区によって異なっておりますので、その留守家庭児童会に合ったマニュアルの作成をして、それに訓練につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 勤君） 3 回目の質問。

4 番益田議員。

○4 番（益田芳子君） 留守家庭児童会のマニュアルについては、まだなかなか決まっていけないようなので、しっかりその点も保護者との連携も含めてしっかり連携をしていただきたいと思います。

けさ通学路に立ちまして、約 1 時間子供たちが登校していくところを見守っております。その中で子供たちに、けさ方の地震をどういう状況だったかっていうのを聞きました。低学年、1、2 年生の子供さんでしょうか。ほとんど気がついてない、知らなかった、親は起こさなかった、そういうふうな回答が出ました。だから、やはり低学年に関しましては、そういった揺れててもなかなか、寝入ってるということもありますけれども、やはり大人がしっかりその辺を知識っていいですか、恐怖というか、そういったこともあわせて日々指導していかないといけないなということを十分感じました。

それから、東日本大震災から 3 年がたったわけですが、きょうもこうして朝方大きな地震がありました。知識についてもたくさんのマニュアルの中で指導してい

ただいておりますけども、実際に東日本大震災で被害に遭われた方、またそういったところで指導された方、そしてまたボランティアをされた方、そういった人たちの生の声を児童・生徒にしっかり聞かせていただきたい。それを強い要望として今回早急にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村 勤君） 強い要望ということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で、第8項、児童・生徒への防災教育について、4番益田議員の質問を終わります。

理事者には大変だと思うんですが、もう1問だけ行かせてください。

総務文教関係、第9項、学校給食について、18番林議員の質問を行います。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 皆さん、お疲れでしょう。恐らく2時6分からずうっとそのまま起き放しいう人が多いんじゃないかと思えますし、答弁者の人たちほとんど早々と出勤なさった方が多いわけで、大変だろうと思えます。だから、できるだけ簡潔に。そういう声がありましたものですから。

学校給食についての質問です。

広島市内で中学校10校合わせて300人を超える生徒や教職員の方々がノロウイルスに感染し、食中毒の症状を發しました。同じ業者が提供したデリバリー給食ではなかったというのが結論のようです。また、浜松市で1月に学校給食のパンを食べて、1,000人を超える児童が体調を崩したという一報もありました。

学校給食は1カ所で大量に調理されるため、事故は大変大きくなります。例えば、調理室から、あるいは一括購入する食材などが発生源になります。以前に一般質問で一括購入する業者からの食材についての安全確認について質問しましたが、もしその調査をなさっていれば、どうだったか、お尋ねします。

学校給食のアレルギー対策について、文部省は、昨年12月16日に調査結果を公表しました。食物アレルギーの児童・生徒は、小学校は21万数千人、中学校は11万4,000人余り、大体5%足らずで、小学校は4.5%、中学校は4.8%、生徒数に対してですね、という数字でした。平成19年調査では、小学校は2.8、中学校2.6でしたから、この6年間の間に、19年から25年の間に倍増に近いふ

え方になっています。

府中町の実態は既にお手元に資料が配付されております。府中町は文科省のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインにどのように対応していらっしゃいますか。また、文科省アレルギー対応委員会を設置するよう指導していますが、府中町の状況はいかがですか。アレルギーの増加は容易ならざる数値を示しています。

日本の食糧自給率は39%と言われ、輸入に大きく依存しています。輸入食品は除草剤や除虫剤、あるいは防腐剤、添加物などがたっぷり入っているとされています。食糧そのもののほか、生活環境もさまざまな物質で汚染が進んでいます。学校給食は日本人の食生活の基盤となっていますから、学校給食の改善は、ある意味、日本人の食生活の改善につながるものというふうに思っています。学校給食のあり方に期待をしています。

以上です。

○議長（中村 勤君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（林 健三君） 18番林議員の学校給食について御答弁をさせていただきます。

1項目めの府中町の学校給食の食材の一括購入の安全確認についてでございます。

当町の学校給食の食材の主な仕入れ先であります財団法人広島県学校給食会では、平成25年度におきまして、一般物資は7月に80品目、12月に80品目の細菌検査が実施され、3月にも180品目が実施される予定でございます。

また、パン、米飯といった基本物資につきましては、12月に70品目の細菌検査、玄米は5月と11月に残留農薬の検査が実施されております。また、当町におきます検査につきましては、5月、11月に細菌検査を実施いたしております。

検査結果におきましては、先ほどの広島県学校給食会、それと府中町におけます検査につきましても、いずれにおきましても、全て食品衛生法の基準をクリアしていたというものでございます。

次に、2項目めの学校給食のアレルギー対策でございます。

まず、1点目の実態、人数でございますけれども、食物アレルギー対応児童数は、要求資料のございました一般質問ナンバー10の参考資料のとおりでございます。

主なアレルギーとしましては、卵、牛乳、甲殻類、ナッツ等の木の実、それとキウ

イ等の果実などで、その該当者は、平成２３年度が小学校、中学校、合わせて４７％、これは全体の１．０９％に当たります。２４年度におきましては６８％、全体で１．６２％ということになります。２５年度におきましては８６名で、全体の２．０５％ということで、このアレルギーにつきましては、年々増加しているのが現状でございます。

次に、対応についてでございますけれども、文部科学省の示しますアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインでは、アレルギー対応が必要な児童・生徒には、まず保護者に学校生活管理指導票を提出していただき、その流れとしましては、保護者、本人との面談、そして対応実施の決定、それと対策委員会の開催、次に対応内容の把握、最終調整と情報共有、次に対応開始、それと見直しという流れで対応するように定められておりますので、当町におきましても、それに準じて対応を行ってところでございます。

具体的な学校給食での対応としましては、原因食品を取り除いた給食を提供する除去食の実施、牛乳については、飲用の禁止などを行っております。

続きまして、３点目のアレルギー対応委員会の設置状況についてでございますけれども、同じく文部科学省のガイドラインで示しますアレルギー対策委員会とは、校長、栄養教諭、養護教諭、学級担任、給食調理員で構成される委員会となっております、当町の学校においても同様のメンバーでの協議を行うとともに、医師と連携をいたしまして、対策方法の検討、決定を行っております。

文部科学省では、平成２４年１２月に東京都調布市の小学校で給食のチーズ入りチヂミを食べた直後に児童が死亡した事故をきっかけにいたしまして、有識者会議を設置いたしまして、さきの３月１０日にはこの有識者会議のほうから、卵や乳製品などの食物アレルギーのある児童・生徒の事故を防ぐため、学校側に児童らの疾患の種類や程度を正確に把握するよう求める方針を決めまして、食物アレルギーを持つ児童・生徒の保護者に対して、子供を診察した医師が記載事項を示します学校生活管理指導票を必ず学校に提出するよう求めるとした報告書をまとめられたようでございます。あわせて、調理場でアレルギー対応食を提供する際には、誤ってアレルギー食材が混入することがないように、献立作成から配膳まで、複数の職員でチェックすることも盛り込まれているようでございます。文部科学省におきましては、近く都道府県教育委員会を通じまして報告書に沿った対策の徹底を全国の小・中学校に通知されるこ

ととなっております。

教育委員会としまして、通知内容を確認いたしまして、給食の食物アレルギー事故を防ぐため、各種情報の把握に努めまして、児童・生徒の個々の状況に応じ適切に対応することによりまして、今後とも安全・安心な給食を提供してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 勤君） 2 回目の質問。

18 番林議員。

○18 番（林 淳君） 朝は、不登校とかいじめの問題で、子供の発達というのは心身ともにといいますから、心のほうやったんですね。今、身、体のほうの質問なんですが、やはり健全な発達を願う国民の一致した願いだろうというふうに思います、このアレルギーの問題もですね。

広島市には肥田さんという日本アレルギー学会の専門医というのがいらっしゃるんですね。いろんなところへ出かけて講演をされたりしてる人がいるんです。その人の言によりますと、食物経口負荷試験というんですけど、要するに、アレルギーは先ほど教育部長の答弁にもありましたように、鶏卵、卵、牛乳ですとか、幾つかありますよね、言われてるのが、例えばその後、小麦だとか大豆、そばだとかいろいろあるわけですが、今言いました食物経口負荷試験というのは、実際に食べてみるんだそうです、小量ずつ。これはもちろん専門医がついてやるんです。基本的には、赤ちゃんのときにはかなり重くても、実は食べるという経験を通してだんだん耐性ができてくるっていうんですね。だから、子供のころには、特に赤ちゃんのときにはひどい症状が出てくる、アナフィラキシーとか言うんですけど、呼吸が困難になったり、ショック状態になったりして、ひどいときはそのまま死亡するというようなこともあるんですけど、年をとればとるだけ実はだんだんアレルギーが解消していくっていうのがあるんだそうです。

だから、そういう意味で言うと、学校ももちろんけども、特に保護者の方たちはもちろん日常的に御存じですから、自分の子供には絶対、例えば牛乳は飲まさないとか、カステラも絶対食べさせないとかいうようなことをやられてるんだけど、ある意味、お医者さんに言わすとそうじゃないんだと、やっぱりきちんとした耐性をつくっていくためには、少しずつ食べてみる。経口試験といったのは、実際に食べる、口か

ら食べてみて結果を出すということなんですけども、やっぱりそういうこともあわせて大事なんです。

というのは、なぜこういうことを言うかっていうと、僕も御存じの子供さんがアレルギーで、もう毎日自分でお母さんが弁当をつくってるんですよ。だけど、そういう人たちはもちろん一定の勉強なさると思うんだけど、実際にそういう専門医の口から、実はそういう方法でもってだんだん耐性をつくって行って、食べてもよくなる、食べてもいいのよってというのが、力がやっぱり蓄えられるっていう、彼は言ってるんです。血液検査だけでは不十分だと、実際に食べてみるしかない。それも徐々に、徐々に出していくということによって、実際に何年かで力をつける。食べてもアレルギーが起きないようなね。そういう意味で言ったら、やっぱり子供も含めた学習っていうのはやっぱり考えてみる必要があるんじゃないかというふうに思います。

それからもう一つは、一般質問で一括購入の話をされたので、この間質問したところ、今そういったような、かなり年間で2回ぐらい、120品目、80品目といったような試験結果が出てるっていうお話で、ある意味安心するんだけど、同時にそのデータを僕は読ませてもらったら、専門家じゃないからよくわからないかもわからんだけど、前にも言いましたように、カナダの小麦で学校給食、パンをつくっていた千葉県で、30%日本のお米を入れたら、いわゆるそういった化学肥料なんかが30%減った。50%入れたら50%減った。要するに、日本の小麦は安全なんですね。今では千葉県は100%になってるという報告書を読んだことあるんですが、やっぱりお母さん方も自分の子供の命ですから、一生懸命な熱意が実って、100%の日本産の小麦でパンを食べると。というようなことをやった。

だから、一括購入の問題でも、確かに検査はやってるって言うんだけど、じゃあ一体その検査の結果はどういうデータを出したのよっていうのが、やっぱり見ないと、検査をしてる、そして答弁は、日本の衛生基準をクリアしてるっていうのはわかったけれども、それで100%安心というわけにはなかなかいかないんじゃない。もうちょっと詳細に見る必要があると思うので、できればその資料をいただきたいというふうに思います。

いずれにしても、質問を終わりますけども、本当に心身ともに健全な府中町の子供の教育を願って質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 勤君） 以上で、第9項、学校給食について、18番林議員の質問を終

わかります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村 勤君）　　ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会とし、３月１７日午前９時３０分から会議を開くことにいたしますと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村 勤君） 御異議ないものと認めます。よって、本日は延会とし、3月17日午前9時30分から会議を開くことと決し、これをもって延会といたします。

(延会 午後 2 時 3 7 分)